

## 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品19品目のうち、半年ごとに関税割当  
ての数量を定めている品目（麦芽）について、令和3年度下期における数量  
を225,500トンと定めることとする。（別表関係）
2. この政令は、令和3年10月1日から施行することとする。